

上関町事業者等支援給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症により、営業活動に影響を受けている事業者に対して、本町独自の事業継続支援として、1事業者あたり一律5万円の給付金を交付します。

1. 対象事業者

町内に事業所及び店舗を有し、事業を営む商工業者で、令和2年5月1日時点において、町長が定めた下記の「対象事業産業分類表」に該当する業種を主たる業種とする事業者を対象とします。

建設業	大工・左官・塗装・内装・一般電気・一般管工事業、他に分類されない職別工事業（土木・建築工事業を除く）
製造業	水産食料品製造業、豆腐・油揚製造業、建具製造業、印刷業、生コンクリート製造業、窯業・土石製品製造業、農業用器具製造業、船舶(舟艇)製造・修理業等全般
運輸業	一般乗合旅客自動車運送業、一般貨物自動車運送業、沿海旅客(貨物)海運業、運送代理店
卸売業、小売業	卸売業、小売業全般
不動産業・物品賃貸業	土地賃貸業、駐車場業、物品賃貸業
専門・技術サービス業	司法書士・行政書士・土地家屋調査士事務所、広告業、建築設計業、測量業、他に分類されない専門サービス業
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食サービス業全般
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、エステティック業、その他の生活関連サービス業（遊漁船業を除く）
学習支援業	学習塾、その他の教育・学習支援業
社会福祉・介護事業	福祉事務所、保育所、老人福祉・介護事業
サービス業(他に分類されないもの)	し尿収集運搬業、ごみ収集運搬業、自動車一般整備業、一般機械修理業、他に分類されないその他の事業サービス業

※対面販売・対面サービスを行わない無人店舗や管理業務のみを行っている事務所は対象外です。

2. 給付金額

給付対象事業者1事業者につき5万円を一律支給します。

※複数の店舗展開や業種・業態の経営があっても1事業者とする

3. 支給要件

- ◆令和2年5月1日以前に事業を開始し、今後も事業活動を継続する事業者
※既に一時休業している店舗等も対象となります。
- ◆暴力団等の反社会的勢力の構成員または反社会的勢力と関係を有する事業者でないこと

4. 必要書類

- ①給付金申請書
- ②通帳の写し（山口銀行、東山口信用金庫、山口県農協、ゆうちょ銀行に限る）
通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。
紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。
- ③商工会会員以外の事業者は下記の営業している事が確認できる書類
 1. 事業の許可書の写し（許可の必要でない業種は省略）
 2. 直近の確定申告書の写し
少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。
e-Tax を通じて申告を行っている場合、これに相当するものを提出してください。
 3. 町内に事業所及び店舗を有していることが証明できる書類（所在証明、賃貸契約書・固定資産税家屋台帳等の写しなど）
※申請書は、商工会に備えています。また商工会・町ホームページでもダウンロードできます。

5. 申請先

必要書類を上関町商工会まで提出してください。

コロナウイルス感染症拡大防止の為、できれば郵送での提出をお願いします。

「提出先住所」〒742-1402 山口県熊毛郡上関町大字長島480 上関町商工会 宛

6. 申請受付期間

令和2年7月1日（水）～8月31日（月）まで ※当日消印有効

※10日程度で振り込みますので、各自ご登録の口座に振り込まれたかご確認下さい。

※本給付金支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給決定を取り消します。この場合給付金を返還することになります。

問合せ先

上関町商工会：0820-62-0177

上関町産業観光課：0820-62-0360